

北海道檜山海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
上国さけ定第1号	檜山郡上ノ国町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
上国さけ定第2号	檜山郡上ノ国町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
上国さけ定第3号	檜山郡上ノ国町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
上国さけ定第4号	檜山郡上ノ国町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
上国さけ定第5号	檜山郡上ノ国町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
上国さけ定第6号	檜山郡上ノ国町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
江さけ定第1号	檜山郡江差町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
江さけ定第2号	檜山郡江差町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
江さけ定第3号	檜山郡江差町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
江さけ定第4号	檜山郡江差町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	－	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

[illegible]